# 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

## (参照法令一覧) 1

 $\bigcirc$ 化学物質の審査及び製造等 の規制に関する法律施行令 (昭 和四十九年政令第二百二号

第 一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ( 以 下 「法」という。)第二条第二項の第一 種特定化学物質は、 次に掲げる化学物質とす

る。

第

種特定化学物質

一 ポリ塩化ビフェニル

二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)

三 ヘキサクロロベンゼン

兀 タレン(別名アルドリン。 一・二・三・四・十・十一へキサクロロ―一・ 第七条の表第三号において「アルドリン」という。) 匹• 兀 a・五・八・八a—ヘキサヒドロ 一エキソーー・ 兀 **ーエンドー** 뉦. ・ハージメタノナフ

五. ンド―五・八―ジメタノナフタレン 一・二・三・四・十・十―へキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ (別名ディルドリン。 第七条の表第四号において「ディルドリン」という。) エキソーー・ 兀 一工

六 一・二・三・四・十・十―へキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エンド―一・ 兀

ンド―五・八―ジメタノナフタレン(別名エンドリン)

七 一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス(四―クロロフェニル)エタン(別名DDT。 第七条の表第三号において「DDT」という。

四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一日 ―インデン及びこれらの類縁化合物の

一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン、

混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表第五号において「クロルデン類」という。)

ル ビス(トリブチルスズ)=オキシド

 $N \cdot N' - \mathcal{I} \setminus N - \mathcal{I} \setminus N - \mathcal{I} \setminus N' - \mathcal{I} \setminus N'$ ―キシリル―パラ―フェニレンジアミン又はN・Y ―ジキシリル―パラ―

フェニレンジアミン

十一 二・四・六―トリ―ターシャリ―ブチルフェノール

ロー二・二一ジメチルー三一メチリデンビシクロ[二・二・一]ヘプタン (別名トキサフェン)

ドデカクロロペンタシクロ 二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス(四―クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル) [五・三・○・○・○]デカン(別名マイレックス。 第七条の表第九号において「マイレックス」という。)

ヘキサクロロブタ―一・三―ジエン

二一(二日一一・二・三一ベンゾトリアゾール—二—イル)—四・六—ジ—ターシャリ—ブチルフェ ノール

ペルフルオロ(オクタン―一―スルホン酸) (別名PFOS。 以下「PFOS」という。)又はその

ペルフルオロ(オクタン―一―スルホニル)=フルオリド (別名PFOSF)

十九 ペンタクロロベンゼン

 $\frac{-}{+}$ 一・c—二・t—三・c—四・t—五・t—六—ヘキサクロロシクロヘキサン (別名アルファ―ヘキサクロ ロシクロヘキサン)

<u>-</u> + r--|・t--||・c--||・t--||の・c--五・t--六--ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータ--ヘキサクロ ロシクロヘキサン)

二 十 二 ┎──一・c──二・t──三・c─四・c─五・t─六─ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマ─ヘキサクロ デカクロロペンタシクロ [五・三・○・○・○] デカン―五―オン (別名クロルデコン) ロシクロヘキサン

ヘキサブロモビフェニル

二十三

二十五 テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル。第七条の表第十二号において「テトラブロモジフェ

ルエーテル」という。)

ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル。 第七条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニ

ルエーテル」という。)

二十七 ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブロモジフェ ニルエーテル

ヘプタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブロモジフェニル エーテル)

六・七・八・九・十・十一へキサクロロー 一 ・ 五 ・ 五 a · 六· 九 九 a-ヘキサヒドロー **六** 九―メタノ―二・四・三―ベンゾジキサ

チエピン=三―オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)

ヘキサブロモシクロドデカン

(第二種特定化学物質)

法第二条第三項の第二 一種特定化学物質は、 次に掲げる化学物質とする。

トリクロロエチレン

テトラクロ ロエチレ

T塩化炭

兀 リフェニルスズ=N N-ジメチルジチオカルバマート

五.  $\vdash$ リフェ ニルスズ=フルオリド

六 トリ フ エ = ルスズ=アセター

七 トリフ エニルスズ=クロリド

八 トリフェニルスズ= ヒドロキシド

九 トリフェニルスズ 脂 肪酸塩 (脂肪酸の炭素数が九、 十又は十一のものに限る。

+ トリフェニルスズ=クロロアセター

トリブチルスズ=メタクリラー

ビス(トリブチルスズ)=フマラート

トリブチルスズ=フルオリド

十四四 ビス(トリブチルスズ)=二・三―ジブロモスクシナー

十 五 トリブチルスズ=アセタート

十六 トリブチルスズ=ラウラート

十七 ビス(トリブチルスズ)=フタラー

十八 アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラー 1 トリブチルスズ=メタクリラー ト共重合物 (アルキル= アクリラー トのアルキル 基 一の炭

素数が八のものに限る。)

十九 トリブチルスズ=スルファマート

<u>二</u> 十 ビス(トリブチルスズ)=マレアー

一十一 トリブチルスズ=クロリド

一十二 トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物

二十三

トリブチルスズ=一・二・三・四・四

トレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物 (別名トリブチルスズロジン塩)

a •

四b・五・六・十・十a―デカヒドロ―七―イソプロピル―一・四a―ジメチル―一―フェナン

(別名トリブチルスズ=ナフテナート)

(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第三条 法第三条第一 項第四号の政令で定める場合は、 次に掲げる場合とする

てその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、 又は輸入する場合であつて、 その 新 規化学 が当該他 0) 化学物質となるまでの間に お

- 学物質が廃棄されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものとして製造し、 又は輸入する場合であつて、 その新規化
- が れている地域として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。)であつて、その新規化学物質 輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。 新規化学物質を輸出するために製造し、 又は輸入する場合(その輸出が新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が
- 2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

(審査の特例等の対象となる場合)

第四条 法第五条第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第五条

法第八条第一

項第二号

(同条第二項において準用する場合を含む。

の政令で定める数量は、一トンとする。

(優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第六条 法第九条第一項第二号の政令で定める数量は、 一トンとする。

第 種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品

第七条 内において生産される同種の製品により代替することが困難であり、 法第二十四条第一 項の政令で定める製品は、 次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品 かつ、 その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業大 (日本国

臣が指定するものを除く。 ) とする。

一第

ì			10
第一種	特定化学物質		<b>製</b>
ーポ	リ塩化ビフェニル	_	潤滑油、切削油及び作動油
		=	接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
		三	塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙
		兀	液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器
		五.	油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー
		六	エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
ニポ	リ塩化ナフタレン	_	潤滑油及び切削油
( 塩	素数が三以上のも	$\equiv$	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤

-

ブチルフ二 潤滑油アミン酸化防止剤その他の調製添加剤 (潤滑油アミン)
ジ   リンル
三 漁網 三 漁網 三 漁網 三 漁網 三 漁り 三 漁り 三 漁り 三 海り 三 海り 三 海り 三 海り 三 海り
<ul><li>五 防腐合板及び防虫合板</li><li>四 防腐木材及び防虫木材</li><li>二 木材用の接着剤</li><li>一 木材用の防腐剤及び防虫剤</li></ul>
三 羊毛(脂付き羊毛を除く。) 二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
ドリン及びDD 一 木材用の防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。る。 ) ―― 三 塗料(防腐用、防虫剤及びかび防止剤のに限る。

九 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるも	八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	七 研磨剤	六 半導体の製造に使用する反射防止剤	五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤	く。)の製造に使用するエッチング剤	四 半導体(無線機器が三メガヘルツ以上の周波数	三 金属の加工に使用するエッチング剤	塩 二 糸を紡ぐために使用する油剤	十一 PFOS又はその 一 航空機用の作動油	十四一管、浴槽その他のプラスチック製品(成形したも	十三 ボタン	十二 印画紙	十一 インキリボン	十・サーフボード	九 ワックス	八、防臭剤	七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム	六 照明カバー	ブチルフェノール 五 ラジエータグリルその他の自動車の部品 (金属制	六―ジ―ターシャリ― 四 ヘルメット	ル―二―イル)―四・ 三 塗料及び印刷用インキ	三一ベンブトリアゾー   二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及=-ズ	十 二- (二日二・	ブーマー コンジン ラ本月の間上斉
9ものに限る。)						数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除				たものに限る。)									「属製のものを除く。)			=び閉そく用又はシーリング用の充てん料		

	+	印画紙
十二 テトラブロモジフ	_	<b>塗料</b>
エニルエーテル		接着剤
十三 ペンタブロモジフ	_	<b>塗料</b>
エニルエーテル	_	接着剤
十四 ヘキサブロモシク	_	防災性能を与えるための処理をした生地
ロドデカン	=	生地に防災性能を与えるための調整添加剤
	三	発泡ポリエスチレンビーズ
	兀	防炎性能を与えるための処理をしたカーテン

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第八条 法第二十五条の政令で定める用途は、 次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
PFOS又はその塩	<ul><li>一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能と</li></ul>
	する化合物半導体の製造に使用するものに限る。)の製造
	二 半導体用のレジストの製造
	三 業務用写真フィルムの製造
/ 1	

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第九条 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

			PFOS又はその塩	第一種特定化学物質	
三 業務用写真フィルムの製造	二 半導体用のレジスト	する化合物半導体の製造に使用するものに限る。)	<ul><li>一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能と</li></ul>	製	

第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二条第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表第三号において

「トリブチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)とする。

第十一条 (技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品) 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、 次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

)他の水中の生物の付物 着防止用のものに限る。)	塗料(貝類、藻類その	1	物
	防腐剤及びかび防止剤	_	三 トリブチルスズ化合
	繊維製品用仕上加工剤	五.	
	洗浄剤	兀	
	塗料(水系塗料を除く。)	Ξ	
のを除く。)	接着剤(動植物系のものを除く。)	_	ン
	加硫剤	_	二 テトラクロロエチレ
	洗浄剤	四	
	金属加工油	Ξ	
° )	塗料(水系塗料を除く。	_	
ものを除く。)	接着剤(動植物系の	_	一トリクロロエチレン
製品			第二種特定化学物質

### (手数料)

第十二条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額 組織を使用して行う申請をいう。 政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理 以下同じ。)による場合にあつては、 同表の下欄に定める金額)とする。 (電子申請

納付しなければならない者	金	額	電子申請による場合における金額
一法第十七条第一項の許可	二十二万六百円		二十一万三千七百円
を受けようとする者			
二 法第二十一条第一項の許	十二万千七百円		十一万七千二百円
可を受けようとする者			

三 法第二十二条第一項の許 四万六千七百円

三万九千九百円

可を受けようとする者

(審議会等で政令で定めるもの)

第十三条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、 次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

附則

(施行期日)

1 この政令は、 昭和四十九年六月十日から施行する。 ただし、第三条の規定は、 同年八月一日から施行する。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政

令の廃止)

2

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する暫定措置) (昭和四十九年政令第百二号)は、 廃止する。

「三 業務用写真フィルム

第九条の 規定の適用については、 当分の間、 同条の表中 業務用写真フィルム」とあるのは、

3

四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消

とする。

火薬剤

附 則 (平成一五年九月一九日政令第四一九号)

(施行期日)

1 日) この政令は、 から施行する。 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日 (平成十六年四月

(確認に関する経過措置の対象となる者)

2 る医薬品の中間物として新規化学物質を製造し、 改正法附則第二条の政令で定める者は、薬事法 又は輸入する者とする。 (昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項又は第十八条第一項の規定による許可に係

附 則 (平成十九年十月三十一日政令第三二二号)

この政令は、 平成十九年十一月十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、 平成二十年五月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年政令十月三十日政令第二百五十六号)

この政令は、 平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の表に次のように加える改正規定 平成二十二年五月一日

第三条の次に二条を加える改正規定(第三条の三に係る部分に限る。)、 附則第三項の改正規定及び附則第四項を削る改正規定 平成二

十二年十月一日

附 則(平成二十一年十月三十日政令第二百五十七号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月十九日政令第六十八号)

この政令は、 平成二十六年五月一日から施行する。ただし、 第七条の改正規定は、 同年十月一日から施行する。

 $\bigcirc$ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭 和四 十八年法律第百十七号)

(定義等)

第 一条 この法律におい て「化学物質」とは、 元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物 (放射性物質及び次に掲げる物

を除く。)をいう。

| (略)

2 この法律において「第一 種特定化学物質」とは、 次の各号のいずれかに該当する化学物質で政令で定めるものをいう。

イ及び口に該当するものであること。

自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、 カゝ つ、 生物の体内に蓄積されやすいものであること。

- ロ 次のいずれかに該当するものであること。
- (1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。
- (2)障を生ずるおそれがある動植物をいう。 蓄積しやすい状況にあるものをいう。 継続的に摂取される場合には、 高次捕食動物(生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支 以下同じ。)の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 以下同じ。)に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に
- 素を含む。 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 )が前号イ及びロに該当するものであること。 自然的作用による化学的変化により生成する化学物質 (元
- より、人の らみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、 健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるもの 又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることに

をいう。

3

この法律において「第二種特定化学物質」とは、

次の各号の

いずれかに該当し、

かつ、

その有する性状及びその製造、

輸入、

使用等の状況

イ又は口のいずれかに該当するものであること。

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの (前項第一号に該当するものを除く。) であること。

元素を含む。 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 がイに該当するもの (自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。 自然的作用による化学的変化により生成する化学物質 )<br />
であること。

一 イ又は口のいずれかに該当するものであること。

- イ す るもの 的に摂取され、 を除く。 ) であること<sup>°</sup> 又はこれにさらされる場合に は 生 活 環境 動植 物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれ があるも  $\tilde{O}$ ( 前 項 第 号に該当
- 口 元素を含む。 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすい がイに該当するもの(自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。 ものである場合には、 自然的作用による化学的変化により生成する化学 であること。 物
- 法律におい て「監視化学物質」とは、 次の各号の いずれかに該当する化学物質 (新規化学物質を除く。)で厚生労働大臣 経済産業大臣
- 第二項第 号イに該当するものであり、 かつ、 同号口に該当するかどうか明らか でないものであること。

及び環境大臣が指定するものをいう。

- 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいも のである場合には、 自 l 然的 作用による化学的変化により生 成する化学 元
- 素を含む。)が前号に該当するものであること。

5

- として厚生労働大臣、 生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、 しているか、 当しないことが明らかであると認められず、 使用等の状況を把握することにより、 法律において「優先評価化学物質」とは、 又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、 経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。 そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質 かつ、 その化学物質に関して得られてい その知見及びその製造 輸入等の状況からみて、 当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は る知見からみて、 当該化学物質が環境において相当程度残留 当該化学物質が第三項 その性状に関する情報を収集し、 各号 0 れ 及びそ に
- 6 この 法律において 「新規化学物質」とは、 次に掲げる化学物質以外の化学物質をい う。
- 臣 第四条第四項 経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質 (第五条第九項において読み替えて準用する場合及び第七条第二項 くにおい て準用する場合を含む。 0) 規定に より厚生労働

### 二~四 (略)

- 五. るものを除く。 附則第二条第四 項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質 (前各号に掲げ
- 六 るもの 附則第四条の規定に を除く。 より厚っ 生労働大臣 経 済産 業大臣 及び環境 大臣が公示し た同条に規定する表に記載されている化学物 質 ( 前 各号に掲げ
- 7 この法律において「一 をいう。 般 化学物質」 とは、 次に掲げる化学物質 (優先評価化学物質、 監視化学物質 第 種特定化学物質及び第 種 特定

化学

- 一 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化学物質
- 第十 条 第 号二に 係る部分に限る。 0) 規定により優先評価 化学物質の指 定を取 り消 され た化 学物 質

8 (略

(製造等の届出)

第三条 ばならない。 新規化学物質の名称その 新規化学物質を製造 ただし、 次の各号の 他 の厚 į 又は輸入しようとする者は、 生労働省令、 いずれかに該当するときは、 経済産業省令、 環境省令で定める事項を厚生労働大臣、 あらかじめ、 この限りでない。 厚生労働省令、 経済産業省令、 経済産業大臣及び環境大臣に届 環境省令で定めるところにより、 け出 「なけれ その

- から 第七条第一 第五号までの 項の 届 いずれかに該当するものである旨の通知を受けた者からその 出をし、 同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が 通 知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき 同 条第 項 第二
- 二 試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。
- 下同じ。 薬 (化学的方法による物質の検出若しくは定量、 )として新規化学物質を製造し、 又は輸入しようとするとき。 物質の合成の実験又は 物質 の物理的 特性の測定のために使用される化学物質をいう。 以
- 兀 より受け、 令で定める場合に該当する旨の厚生労働大臣、 その 新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれ かつ、 その確認を受けたところに従つてその新規化学物質を製造し、 経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、 又は輸入するとき。 経済産業省令、 環境省令で定めるところに がな いも のとして政
- 五. これらを合計し おそれがあるもの から判断して、 一受け、 の年度におけるその かつ、 その その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずる た数量。 でない旨の厚生労働大臣、 確 認に係る数量以下のその 第五条第一 新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量 項及び第四項第一号に 経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、 新規化学物質を当該年度におい おいて同じ。 (その新規化学物質を製造し、 が政令で定める数量以 て製造し、 又は輸入するとき。 経済産業省令、 下の場合であつて、 及び輸入しようとする者にあ 環境省令で定めるところによ 既に得られている知見等 つては、
- 六 大臣及び その 係る被害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣、 新規化学物質 環境 大臣 0 が 確 認 を厚生労働省令、 高分子化合物であつて、 経済産業省令、 これによる環境 環境省令で定めるところにより受けて、 経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当する旨の厚生労働大臣、 の汚染が生じて人の 健康に係る被害又は生活環境 その新規化学物質を製造 動 植 物 0 生息若しくは 又は 輸 経済産業 入する

2~5 (略

### (審査)

第四条 る新規化学物質につい 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 て既に得られているその 組成、 前条第一項 性状等に関 する知見に基づいて、 の届出があつたときは、 その新規化学物質が次の各号のい その届出を受理した日から三月以内に、 ず れに該当するかを判 その届出に係

一 第二条第二項各号のいずれかに該当するもの

その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

定し、

イに該当するものであつて、かつ、口に該当しないもの

イ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1)る。 一条第三項第一 であること。 号イに該当する疑いのあるも 0 (同号イに該当するものを含み、 自然的作用による化学的変化を生じにくいも のに限
- (2)(元素を含む。 当該化学物質が自然的 が(1)に該当するものであること。 作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、 自然的: 作用による化学的変化により生成する化学
- 1 次のいずれかに該当するものであること。
- (1)該当するものを除く。 |植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの ) であること。 (自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限り、 第二条第二項第 뭉
- (2)(元素を含む。) 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやす が(1)に該当するものであること。 Ņ ものである場合には、 自然的 作用による化学的変化により生 成する化学物質
- 前号イに該当せず、かつ、同号口に該当するもの

 $\equiv$ 

- 四 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの
- 第一号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの

五.

六 第一号から第四号までに該当するかどうか明らかでないもの

その結果をその届

出をした者に通知しなければならない。

- 2 その新規化学物質について実施される試験の試験成績に基づい 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 前条第一項 の届 て、 出に係る新規化学物質が前項第六号に該当すると判定したときは、 その新規化学物質が同項第一号から第五号までの V ず れに 該当するかを判定 速やかに、
- 3 届 出に係る新規化学物質の性状に関する第五項に規定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、 生労働大臣、 経済産業大臣及び環境 大臣は、 前項の 判定を行うために必要が あると認めるときは、 前 条第 項 経済産業省令、  $\hat{O}$ 届出をした者に対 環境省令で定 Ļ 当該

める資料の提出を求めることができる。

- 号までの 質の名称を公示しなければならない。 厚生労働 大臣、 ず れかに該当するものである旨の通知をし 経済産業大臣及び環境大臣は、 ただし、 第 第二条第五項の規定による指定をされたものについては、 たとき 項 又は第二項 は、 厚生労働省令、 の規定により前条第一 経済産業省 項 令、 の届 環境省令で定めるところによ 出 に係 る新規化学物質が第 この限りでな 一項 9 (第二号 その 新規 カ 5 第五 化学
- 5 項及び第二項の判定を行うために必要な試験の項目その他 の技術的な事項は、 厚生労働省令、 経済産業省令、 環境省令で定める。
- 6 についての技術上の基準に関する動向に十分配慮するよう努めなければならない。 前項の 命令を定めるに当たつては、 化学物質の安全性の評 価に関する試験の 項目 .. の 設定についての国際的動向その他化学物質の安全性 の評

(優先評価化学物質に係る有害性等の調査)

第十条 む。 と認めるときは、 《境省令で定めるもの 次項において同じ。 厚生労働大臣、 当該優先評価化学物質の製造又は の試験成績を記載した資料の提出を求めることができる。 経済産業大臣及び環境大臣は、 ) に 対 Ĺ 当該優先評価化学物質の性状に関する第四条第五項に規定する試験であつて厚生労働省令、 輸入の事業を営む者 一の優先評価化学物質につき、 (これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるも 第二条第五項に規定する評価を行うに当たつて必要が 経済産業省令 のを含 ある

る場合における生活環 害を生ずるおそれがあると見込まれるため、 するものであるとすれば、 理 きことを指示することができる。 るに至ったときは、 査 由 前項の試験成績その他の当該優先評価化学物質に関して得られている知見からみて、第二条第三項各号のいずれかに該当すると疑うに足 厚生労働大臣、 があると認める場合であつて、 継続的に当該化学物質が摂取される場合における人の健 経済産業大臣及び環境大臣は、 当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、 境 動 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被 植物 の生息若しくは生育に及ぼ その性状及びその製造、 当該優先評価化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認 厚生労働省令、 す影響に 輸入、使用等の状況からみて、当該優先評価化学物質が同項各号のいずれ 康に及ぼす影響又は継 経済産業省令、 うい ての調査をいう。 環境省令で定めるところにより、一 厚生労働省令、 :続的に当該化学物質が摂取され、 第四項において同じ。 経済産業省令、 )を行い、 環境省令で定める有害性 0) 若しくはこれにさらされ 優先評価 その結果を報告すべ 化学物質に かに該当 . つき りる

)~4 (略)

(優先評価化学物質の指定の取消し)

その旨を公表しなけ 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣 ればならな は、 優 先 評 価 化学物質が 次の 各号 Ď れ か に該当するときは、 そ Ō 指定を取 消 遅

- 第 種 |特定化学物質、 第二種特定化学物質 (第二条第三項各号のいずれにも該当する場合に限る。) 又は監視化学物質に指定されたとき。
- 11 前条第 ず れかに該当するとき。 項 0 資料の提出 同条第二 一項の報告その他により得られた知見及びその製造、 輸入、 使用等の状況からみて、 次 0 イからニまでの
- イ 学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。 当該優先評価化学物質が第二条第三項第 一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、 当 該優先評価 化
- 口 学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、 当該優先評価 化
- 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合に お いて、 当 該
- 先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該当すると認めるに至つたとき 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害の いずれ も生ずる

製造の 許可)

おそれがないと認めるに至つたとき。

第十七条 第 種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、 第一種特定化学物質及び事業所ごとに、 経済産業大臣の許可を受けなければな

- 前項の許可を受けようとする者は、 次の 事項を記 載した申請書を経済産業大臣に提出 しなければならない。
- 氏名又は名称及び 住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- 事業所の所在地

2

らない。

- 三 種特定化学物質の 名
- 兀 製造設備の構造及び能 力
- 経済産業大臣は、 第一 項の許可をしたときは、 遅滞なく、 その旨を環境大臣に通知するものとする。
- 第十八条 前条第 項の許可を受けた者でなければ、 第一種特定化学物質を製造してはならない。 ただし、 試験研究の ため第 種 特定化学物質を

製造するときは、 この限りでない。

(輸入の 許可)

学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。 十二条 第 種 特 定 化学物質を輸 入しようとする者は、 経済産業大臣の許可を受けなければならない。 ただし、 試験研究の ため第 種 特定化

- 2 前 項の 許可を受けようとする者は、 次の 事 項を記載した申請書を経 済産 業大臣 一に提 出 L なけ ればならない。
- 氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ って は、 そ 0) 代 . 表者 0 氏 名
- 第 種特定化学物 質の 名称

### 三 輸入数量

(製品の

輸入の

制

限

3 第十七条第三項の規 定 は、 第 項の 許可 に準用する

第二十四条 てはならない 何人も、 政令で定める製品で第一 種特定化学物質が使用されているもの ( 以 下 第一 種特定化学物質使用製品」という。

### (使用の 制限)

2 前項  $\hat{o}$ 政令は、 第一 種 特定化学物質ごとに、 海外に おける当該第 種特定化学物 質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 使 用 の事情等を考慮して定めるも のとする

してはならない。 一十五条 何人も、 ただし、 次に掲げる要件に適合するものとして第一 試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、 種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第 この限りでない。 種 特定化学物質を使用

# 当該用途について他の物による代替が困難であること。

活環境 当該用途に当該第一 |動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。 種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の 健康に係る被害又は

## 第 種特 :定化学物質の指定等に伴う措置命令)

第三十四条 行 ため特に必要があると認めるときは、 事業を営んでい を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 主務大臣は、 た者に対し、 一の化学物質が第一 その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の 必要な限度において、 種特定化学物質として指定された場合において、 その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品 回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染 当該化学物質による環境の汚染の進行を防 の製造又は 近止する 輸入  $\mathcal{O}$ 進

2 対し、 環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、 に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 主務大臣は、 その輸入に係る当該製品 の製品が第一 種特定化学物質使用製品として指定された場合において、 の回収を図ることその 他当該製品に使用されてい 必要な限度において、 る第 種 当該製品に使用されている第 その指定の際当該製品の輸入の事業を営んでいた者に |特定化学物質による環境 0 汚 染 種特定化学物質による 0 進 行を防 止 するため

3 主務大臣は、 次の各号に掲げる場合において、 第一 種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは

とが 物 必 一要な限度にお 質 員使用製 品 0 V 口 て、 収 を 当該各号に定める者に対し、 図ることその 他当 ⋾該第 種特定化学物質による環境の その 製 造、 輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第 汚染の 進 近行を防 止するために必要な措置をとるべきことを命ずるこ 種 特定化学

- 第十八条の規定に違 反して第一 種特定化学物質が製造され た場合 当該第 種特定化学物質を製造した者
- 第二十二条第 項の規定に違反して第 種特定化学物質が輸入された場合 当 該 第 種特定化学物質を輸入し た
- 第二十四 [条第 項の規定に違反して第 種 特定化学物質使用製品が輸入され た場場 合 当該第 種 特定化学物質使用製品を輸 入した者
- 兀 第二十五条の 規定に違反して第一 種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定 化学物質を使用した者

## 他の法令との関係)

第五十五条 条第一 第二十五条、 三十七条第一 四十二条の規定を、 第 項及び第三十四条の 第九条第 項、 第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、 項、 第二十五条、 第三十七条第一 次の各号に掲げる物 項、 第一 項、 一十六条第一 第十 第三十九条及び第四十二条の規定を、 第一 -条第一 規定 第二十六条第一 種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第 項、 を、 項、 項及び第二 第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、 第三十八条、 である化学物質については第三条、 第二十八条第二項、 項、 項、 第二十八条第二項、 第三十九条、 第十二条、 当該各号に掲げる法律の定めるところによる。 第二十九条第一 次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十二条、 第十三条第一項、 第四十一条第一項 第二十九条第一項、 第七条第 項、 第三十四条第三項、 第十四条第一 一項、 (同条第二項において準用する場合を含む。 第三十四条第一項及び第三項、 第八条第一 項、 第十六条、 項 第三十六条第 (同条第二項におい 第十七条第 項、 項、 第二十八条第二項、 第三十五条第一項、 第三十七条第一項、 項、 て準用する場合を含む。 )及び第三項並びに第 第三十六条第 第十八条、 第 第一 第十六条 二十九条第 第三十六 第三十八 項、

- 包装、 食品衛生法 同 法第六十二条第一 (昭和二十二年法律第二百三十三号) 項に規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗 第四条第一項に規定する食品、 浄 剤 同 一条第二項に規定する添加物、 同 条第五項に規定する容器
- 二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第一項に規定する農薬
- 一 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第二条第二項に規定する普通肥
- 兀 添 料 加 0) 安全 物 性 0 確 保 及 び 品質 の改善 に関する法 律 (昭 和二十八年法 律第三十五号) 第二条第二項 に規定する飼 料 及び 同 条第一 三項 規定する

### 五. 戸 条第一 医 品 三項 に規定する医薬部外品 医 療 器 等 0) 品 有 効性 同条第三 及び 安全 一項に規定する化 性 $\mathcal{O}$ 確 保等 に関 粧品 する法律 同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品 (昭 和三 十五 年法 律第 百四 [十五号) 第 条 第 項 に規 定する

### 審議会の 意見の 聴 取

- 五十六条 厚生労 第八条に規定する機関をいう。 働 大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 次項において同じ。 次に掲げる場合には、 で政令で定めるものの意見を聴くものとする。 あらかじめ、 審議 会等 (国家行政 組 織 法 昭 和二十三年法 律第
- 定に基づきその立案をしようとする場合を除く。 項若しくは第三十六条第一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき 項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。 )、又は第二条第三項、 (第四条第一項若しくは第二項) 第二十四条第一 項、 第二十五条、 第五条第八項又は第十四 第二十八条第二項、 第三十五条第 条第一 項  $\mathcal{O}$ 判
- 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき(次項に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。
- $\equiv$ 第四条第一項若しくは第二項、 第五条第二項、 第三項若しくは第八項、 第十条第三項又は第十四条第二項の判定をしようとするとき。
- 兀 第十条第二項又は第十四条第 項の指示をしようとするとき。
- Ŧī. 第三十五条第四項の認定をしようとするとき。
- 2 定をする必要があるかどうかについて、 学物質が第四条第 厚生労働大臣、 経済産業大臣及び環境大臣は、 項第二号から第四号までのいず 前項の 政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。 第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第 れかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、 当該化学物質につい 一項 の届 て第二条第五項 出 に係 る新規 0 化
- 第五十七条 次の各号の いずれかに該当する者は、 三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者

第十七条第

- 第十八条、 第二十四条第一 項又は第二十五条の規定に違 反した者
- 兀 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者 項の規定に違反して第一

種特定化学物質を輸入した者

十二条第一

- 五. 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者
- 第六十 行 為をしたときは、 条 法人の 代表者又は法 行為者を罰するほ 人若しくは人の代理人、 か、 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、 使用 人その他の従業者が、 その法人又は人の業務に関し、 その人に対して各本条の 罰金刑を科する 次の各号に掲げる規 定の違反
- 第五十七条 億円以下 · の 罰 金刑
- 第五十八条第 号、 第一 一号又は第四 号 五. 千万円以 下 · の 罰 金 刑
- 三 第五十八条第三 一号、 第五十九条又は前 条 各本条 0 罰 刑

### 附則

## 、既存化学物質名簿

これをこの法律

上の公布

の日から三月以内に公示しなければならない。

ているもの及び試薬として製造され、 通商産業大臣は、 この法律の公布の際現に業として製造され、 又は輸入されているものを除く。 又は輸入されている化学物質 の名称を記載した表(以下「既存化学物質名簿」という。)を作成し (試験研究のために製造され、 又は輸入され

2 その公示の日から一月以内に限り、 何人も、 前項の規定により公示された既存化学物質名簿に関し、 その旨を通商産業大臣に申し出ることができる。 訂正する必要があると認めるときは、 通商産業省令で定めるところにより、

3 名簿に追加し、 通 商産業大臣は、 又は既然 前 存化 項の 学物質名簿から消除するとともに、 申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る化学物 その旨をその申出をした者に通知しなければならない。 質の 名称 を既存 物質

第四条 正法附則第 項の規定により指定し 第三十九号。 通商産業大臣は、 厚生労働大臣、 条第三号に掲げる規定の施行の日に公示しなければならない。 以下この条において「改正法」という。 前 た第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種監視化学物質の名称を記載した表を作成し、これを改 経済産業大臣及び環境大臣は、 項の規定による追加又は消除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行の日の一月前までに公示しなければならない )第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十一年法律